

国民健康保険の保険基盤安定負担金の交付が過大

1 件 不当金額(支出) 5 7 5 万円

1 負担金の概要

国民健康保険(前掲71ページ参照)に係る各種の国庫助成の一つとして、国民健康保険法に基づき、市町村(特別区等を含む。)等が行う国民健康保険の財政基盤の安定に資することなどを目的として、保険基盤安定負担金が交付されている。

同法によれば、市町村は、一般会計から、所得の少ない者の数に応じて国民健康保険の財政の状況その他の事情を勘案して算定した額を当該市町村の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れなければならないこととされている(この繰り入れる金額を「繰入金額」)。そして、国は、繰入金額の1/2に相当する額を負担金として交付している。

負担金の交付額は、次のとおり算定することとなっている。

- ① 市町村において当該年度に納付すべきとして賦課した一般被保険者(退職被保険者及びその被扶養者以外の被保険者をいう。)に係る保険料(保険税を含む。)の総額(以下「保険料算定額」)を当該市町村における一般被保険者の総数で除して一般被保険者の一人当たり平均保険料算定額(以下「平均保険料算定額」)を算定する。
- ② 平均保険料算定額に、所得が一定額に満たないため保険料が軽減された世帯に属する一般被保険者の数を乗ずるなどして得た額を繰入金額とする。
- ③ ②の繰入金額を国庫負担対象事業費として、これに1/2を乗じて得た額を交付額とする。

そして、一般被保険者に係る保険料は、所得割額、資産割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額のうちから、市町村が条例等で定めて賦課することとなっており、市町村が、保険料として世帯別平等割額を賦課する場合、^(注)特定世帯及び特定継続世帯等に係る世帯別平等割額については、その一定割合を減額した額を賦課することとなっている。

(注) 特定世帯及び特定継続世帯 同一世帯に属する被保険者が、75歳に到達したなどのため後期高齢者医療制度の被保険者の資格を取得したことにより、国民健康保険の被保険者が一人だけとなった世帯のうち、後期高齢者医療制度の被保険者の資格を取得した日の属する月から5年を経過する月までの間にある世帯(特定世帯)及び5年を経過する月の翌月から8年を経過する月までの間にある世帯(特定継続世帯)

2 検査の結果

茨城県水戸市は、保険料として、所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を賦課しているが、平成28年度から30年度までの負担金の交付額の算定に当たり、誤って、特定世帯及び特定継続世帯に係る世帯別平等割額の減額分を保険料算定額に含めるなどしていたため、保険料算定額を過大に算定していた。

この結果、国庫負担対象事業費計15億8771万円(国庫負担金交付額計7億9385万円)のうち計1151万円が過大に算定されており、これに係る負担金計575万円が過大に交付されていて、不当と認められる。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年度	国庫負担対象 事業費	左に対する 国庫負担金 交付額	不当と認める 国庫負担対象 事業費	不当と認める 国庫負担金交 付額
茨城県	水戸市	平成 28～30	円 15億8771万	円 7億9385万	円 1151万	円 575万